

電波法施行規則等の一部を改正する省令について (第5世代移動通信システムの導入のための制度整備)

1 概要

第5世代移動通信システム（以下「5G」という。）は、「大容量」、「超高速」だけでなく、「多数同時接続」、「低遅延・高信頼」といった新たな特徴も有しており、将来の電波利用ニーズの更なる増加や、高速通信サービスの加入数の増加、コンテンツの多様化などによる移動通信トラヒックの増加等、我が国の経済成長に不可欠なIoT時代のICT基盤として早期実現が期待されている。

このような背景を踏まえ、平成28年10月より情報通信審議会において、5Gの基本コンセプト、周波数、共用条件及び技術的条件等の策定に向けて、「第5世代移動通信システム（5G）の技術的条件」について審議が行われ、総務省は、平成30年7月31日（火）に情報通信審議会から一部答申を受けた。

同答申を踏まえ、5Gの導入に必要な規定の整備のため、電波法施行規則等の一部改正を行うものである。

2 改正概要

- 5Gの導入に必要な規定の整備
(無線設備規則 第3条、第14条、第24条、第49条の6の9、第49条の6の10、
第49条の6の12、第49条の29、第57条の3、別表第一号、別表第二号及び別表第三号)
- 特定無線局の無線設備の規格に5Gを追加
(電波法施行規則 第15条の3)
- 特定無線設備の対象に5Gを追加
(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則 第2条、別表第一号、別表第二号及び様式第7号)
- 準ミリ波帯小電力データ通信システムの対象周波数帯から27GHz帯削除に伴う規定の整備
(電波法施行規則 第6条、無線設備規則 第49条の20及び別表第三号)

3 施行期日

公布の日から施行（平成31年1月24日）